

久留米市成年後見センター便り③

市成年後見センターでは、成年後見制度に関する専門的な相談に応じられるよう、毎週木曜日に弁護士相談を行っています。事前に予約のうえ、お気軽に相談ください。

市成年後見センター弁護士が、成年後見制度に関する疑問にシリーズで答えていきます。

『こんな時どうする？～判断能力が不十分とは～』

最近、もの忘れが多くなったと感じており、お金の管理が心配なので成年後見制度を利用したいと思っています。

Q. 判断能力が不十分な人が使える制度ということですが、判断能力とはそもそもどういう能力をいっているのでしょうか。もの忘れがひどくなったという理由で制度を利用することはできますか？

A. 成年後見制度を利用できる場合について、法律には、判断能力が不十分な場合という文言ではなく、「精神上の障害によって**事理を弁識する能力**がなくなったり、低下したことが必要である」と書かれています。「もの忘れがひどい」だけでは、成年後見制度は利用できません。

「**事理を弁識する能力**」とは、「自分の行為の結果について合理的に判断できる能力」であり、自分がこうしたら、自分にどんなことが起きるか？どんな責任を負うのか？などを理解、判断できる力をいいます。例えば、100万円の羽毛布団を買う契約書に印鑑を押した人に、100万円を支払わなければならないことを「理解する力」、その羽毛布団が必要であることを「判断する力」のことで、あるいは、自宅を他人に無料で譲るという契約書に印鑑を押した人に、その結果自分の住む場所がなくなり、違う場所に住む手続きをしなければならず、お金ももらえないことなどを「理解する力」のことを、事理弁識能力といえます。

よって、事理弁識能力の有無は、ただ記憶力の有無だけで判断されるのではなく、日常の会話力や、日常生活上の理解力、必要性の判断力などを総合的に判断して、家庭裁判所により決められます。

相談時間 月曜～金曜 8時30分～17時15分
(土・日・祝日・年末年始はお休みです。)
※弁護士相談は予約が必要です。

【問合わせ】 市成年後見センター（市社会福祉協議会内）
☎ 0942・30・2732

今回の担当弁護士



せいすい
青翠法律事務所 大脇 久和 弁護士

平成27年度 地区別献血日程 8月～10月 予定表

月	地区	日程	会場	受付時間	月	地区	日程	会場	受付時間
8月	城島	8月7日(金)	城島げんきかん(城島保健福祉センター)	10:00～11:30 12:30～15:30	10月	北野	10月2日(金)	北野コスモス館	10:00～12:00
	竹野	8月20日(木)	榊野口機工	9:30～12:00		北野	10月7日(水)	コスモすまいる北野	10:00～12:00 13:00～15:30
	田主丸	8月20日(木)	田主丸総合支所	10:00～13:00 14:00～15:30		御井	10月13日(火)	御井校区コミセン	10:00～12:30 13:30～15:00
		8月20日(木)	JAにし 田主丸支店	14:00～16:00		高良内	10月13日(火)	高良内会館	9:30～12:00
9月	長門石	9月2日(水)	久留米市総合福祉センター	10:00～12:30 13:30～15:00		小森野	10月13日(火)	小森野校区コミセン	14:00～16:00
	大善寺	9月3日(木)	大善寺校区コミセン	10:00～12:30 13:30～15:00		津福	10月14日(水)	津福校区コミセン	10:00～12:30 13:30～15:00
	山川	9月9日(水)	山川校区コミセン	10:00～12:30 13:30～15:00		安武	10月15日(木)	安武校区コミセン	10:00～12:00 13:00～15:30
	青峰	9月18日(金)	青峰校区コミセン	10:00～12:00		犬塚	10月20日(火)	三瀬保健センター	10:00～12:00 13:00～15:30
	宮ノ陣	9月18日(金)	宮ノ陣校区コミセン	10:00～12:30 13:30～15:00		西国分	10月21日(水)	西国分校区コミセン	10:00～15:30
	合川	9月30日(水)	ゆめタウン久留米	10:00～12:00 13:00～16:00		金丸	10月23日(金)	金丸校区コミセン	10:00～15:30
10月	北野	10月1日(木)	大城ますかげセンター	10:00～12:00		南	10月29日(木)	南校区コミセン	10:00～12:30 13:30～15:00
			北野ふれあい交流センター	13:30～15:30					